

## 美術の森緑地改修に係る基本的な考え方

美術の森緑地改修の検討を行う際に必要となる基本的な考え方を以下に示す。

### (1) 緑地改修の目指す方向

「練馬区立美術館再整備基本構想」で掲げる「まちと一体となった美術館」を実現するため、美術の森緑地は、美術館・図書館と一体化し、誰もがアートに親しみながら、憩い、集い、つながるパブリックスペースとする。現状の敷地は変更せずに、美術館・図書館の改築に伴い必要な改修を行うものとする。

美術の森緑地と商店街・駅へ続く動線を一体的な景観として演出し、美術館のある街並みを創出する。

### (2) 現在の整備内容に至った経緯と既存彫刻群等（樹木含む）の取り扱い

美術の森緑地は平成 27 年に外部の作家等の協力も得ながら彫刻群を設置するなどし、みどりと動物彫刻が調和した憩いの空間として整備を行っている。

敷地内の彫刻群等（添付した現況の設計図面に記載のあるもの）については敷地内で活用することを基本の方針とする。ただし、一部敷地外への移設等を提案する場合は、その理由や活用策についてもあわせて提案すること。（彫刻「森の幻想」については他の区立施設に移設し活用する予定）

### (3) その他留意すべき事項

#### ①ユニバーサルデザインについて

公園は、区民に安らぎやレクリエーションの場などを提供する重要な都市施設であり、安全で快適な生活に欠かせないものである。そのため、誰もが安心して快適に公園が利用できるよう、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりを目指す必要がある。

練馬区では、練馬区福祉のまちづくり推進条例および同施行規則において、公共施設整備の際の整備基準を定め、その基準に適合させるための措置を講じるよう努めている。その内容を十分理解したうえで、計画の検討を行うこと。

#### ②緑化率について

練馬区では、豊かなみどりの実現および将来への継承に寄与し、もって区民の福祉の向上に資することを目的として、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例を定めている。本条例および同施行規則において設けられている公共施設等の緑化率の基準（公園：50%以上）に留意し、美術館・貫井図書館の敷地内にあるものも含めてみどりを生かす計画の検討を行うこと。